

雇用保険被保険者資格喪失届

記入例

No.

提出年月日 令和 2 年 12 月 2 日

診療所名	住所	連絡先	会員名
宮歯歯科診療所	〒 980 - 0803	電話 022 - 222 - 5960	宮歯 太郎 高印
	仙台市青葉区国分町一丁目5-1 7F	FAX 022 - 222 - 4843	

ふりがな 従業員氏名	退職（喪失） 年月日	住所		離職票の有無 <small>従業員に確認して下さい</small>	退職（喪失）理由		
ろうほ はなこ 労保 花子	平成・令和 02/11/30	〒980-0803 仙台市青葉区国分町一丁目5-1 BF2 電話 022 - 222 - 5962		必要 不要	1.自己都合 2.事業主勧奨 3.解雇 4.契約期間満了 5.労働条件の変更 ↓理由（例：結婚・転職・人員整理・所定労働時間の変更） 転職のため		
賃金締日	20 日	賃金支払日	25 日	一週間の所定労働時間	40 時間	00 分	
最終賃金締日から退職日までの賃金総額 不明な場合は[未計算]と記入してください		70,000 円	最終賃金締日以降の欠勤日数 (欠勤控除がある場合)		2 日	最終賃金締日以降の 休業手当の金額・日数	18,000 円 3 日

◎提出書類について 最終賃金締日(11/20)から退職日(11/30)間の賃金と、この期間に欠勤控除や休業があった場合の記入例です。賃金報告書で既にこの期間の報告をしている場合は記入不要です。
提出書類②については上記で選択した、**離職理由(1・2・3・4・5)**により提出書類が異なります。以下の表を参考に提出書類①、②を同封して下さい。
離職票が不要の場合はこの書類のみ提出してください。また、添付書類はすべて写しの提出をお願いいたします。

提出書類①

出勤簿orタイムカード（退職月～13か月分）
<ul style="list-style-type: none"> 退職月から起算して出勤日が11日以上の月が13か月分必要になります。 勤続年数が1年未満の場合は入社日から退職日までの出勤簿orタイムカードをご提出ください。

提出書類②

離職理由		
1.自己都合	2.事業主勧奨	3.解雇
退職届（願）	添付書類無し	解雇通知書、退職証明書
4.契約期間満了	5.労働条件の変更	
雇用契約書 or 労働条件通知書		

◎雇用保険被保険者資格喪失届提出から離職票発行について

- 1、被保険者でなくなった日の翌日から1週間以内に雇用保険被保険者資格喪失届等を提出してください。
- 2、離職票の発行には**1週間程度**かかります。添付書類で不足が生じた場合は、それ以上かかる場合がございますのでご了承ください。
- 3、被保険者の資格を満たさなくなった場合や、被保険者が死亡した場合についても「雇用保険被保険者資格喪失届」が必要になります。